

「岐阜市立明郷小学校いじめ防止基本方針」

平成26年3月策定
平成30年4月改定
平成31年1月改定
令和元年7月改定
令和2年4月改定
令和3年4月改定
令和4年4月改定

はじめに

ここに定める「岐阜市立明郷小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）の第13条、令和元年度本市の中学校3年生徒に係るいじめ重大事態に対する反省、岐阜市教育委員会いじめ問題対策委員会からの答申で示された再発防止策及び令和2年9月28日に施行された「岐阜市いじめ防止対策推進条例」の改正をふまえた基本方針である。

明郷小学校としては、こうした岐阜市の状況をふまえ、児童会を中心に、「仲間を思いやり、いじめを許さない明郷の子」を目指して活動に取り組んできた。また、「いじめを考える」学級活動を行い、いじめを全体の問題としてとらえ、いじめ防止・いじめ解消に努めてきた。さらに、外部講師を招き、いじめや人権に係る講話を通して、人権感覚を養い、いじめの未然防止に努めている。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

（1）定義

いじめ防止対策推進法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（2）理解

- ・「いじめ」には多様な態様があり、該当するか否かを判断する際は、本人が否定したとしても、該当児童生徒や周辺の状態等を客観的に確認し、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に限定して解釈されることのないように努めることが必要である。
- ・「いじめ」の中には、犯罪行為として警察に相談・通報することが必要な場合もある。教育的な配慮や被害者の意向への配慮を踏まえ、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携して対応を図ることが重要である。

(3) いじめの解消

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この**相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。**

ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断された場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。**被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。**この場合において、事案に応じ外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

(4) 基本認識

学校教育全体を通して、以下の認識を十分理解し、いじめの防止等に当たる。

① 「いじめは、絶対に許されない」

- ・いじめた者だけではなく、同調する者、傍観する者も、いじめに加担しているという認識が必要である。

② 「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」

- ・いじめは、どの学校、どの学級でも、どの子にも起こり得るという認識のもと、常にいじめの克服を図る必要がある。

③ 「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

- ・いじめが見えていないのは教師だけであり、子どもたちが全て知っているという認識のもと、広く情報を収集する必要がある。

④ 「いじめは、組織的かつ継続的に対応しなければ解消に向かわない」

- ・いじめは、一度の指導で終わらない。様々な立場から、様々な場面で、該当児童といった個のみならず、学級などの集団に対しても繰り返し指導する必要がある。

(5) 学校としての構え

かけがえのない大切な一人ひとり

～誰もひとりぼっちにさせない～

【明郷小学校の4つの構え】

- ① 学校はいじめに正面から向き合う。
- ② いじめを複雑化・深刻化させない。
- ③ 早期発見・早期対応・早期解決はもとより、未然防止に努める。
- ④ 全校体制・態勢による組織的対応で取り組む。

【学校が児童に示す4つの約束】

- ① どの子も全力で応援する → 誰もひとりぼっちにさせない
- ② いつでもどんな相談も聞く → どんなことも受け止める
- ③ 仲間に悲しい思いをさせる子は、みんなで指導する
→ いじめはみんなで必ず止める
- ④ 相談されたらその日のうちに問題解決に向けてみんなで立ち向かう
→ 必ず教職員全員で直ちに問題解決に立ち上がる

(6) 保護者の責務等

学校は、保護者・地域と協力しながら、いじめ問題について対応することが大切である。しかしながら、保護者はその保護する児童がいじめを行うことがないよう規範意識等の指導を行うことに努め、その保護する児童がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。また、保護者は学校が講ずるいじめの防止等のための取組に協力するよう努める。

2 いじめの未然防止のための取組 (自己有用感・自己肯定感を育む取組)

(1) 魅力ある学校・学級づくり

(「わかる・できる授業」の推進、規範意識、主体性、自治力・自浄力等を育成する指導 等)

楽しく気持ちよく学校生活を送るために、「ほかほか言葉」を使うことをはじめとする「明郷小学校10の約束」や各学級の「にこにこ宣言」による日常指導の充実を図る。「いじめをしない、させない、許さない」学級の意識の醸成を図るため、「いじめ」に関わる道徳や学活の授業を計画的に行う。学習面では、学級全体が落ち着いて学習できるよう、「聴く一話す」を中心に、姿勢、集団行動などの学習規律の定着を図る。また、基礎・基本の定着を図り、学習に対する達成感や成就感がもてる「わかる・できる授業」に努める。

(2) 安心感を生み出す指導

(仲間関係の構築、規範意識の確立、見守り・見届け体制の整備)

全職員が共通した規範意識をもち、問題行動に関して組織的かつ同一の指導ができる体制をつくるとともに、望ましい人間関係を築くために、日常的によい姿を価値付ける取組を行う。また、各種アンケート等や教育相談を通して、児童の話にじっくり耳を傾ける場を設ける。

(3) 生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）

道徳教育の充実を図るとともに、学校教育全体を通して「命の大切さ」を実感できる体験活動等の充実を図る。児童会が中心となる「さんづけ100%」や「あいさつキャンペーン」を通して、仲間を大切にする意識を高める。また、本校の「願う教師像」（①人権感覚の鋭い教師、②児童とともにある教師）を意識し、常に自らの指導姿勢の向上を図る教師集団に努める。

(4) 全ての教育活動を通した指導（自己指導能力の育成）

自分やみんなのために自ら進んで取り組む活動について、賞賛・価値付けることを心がけ、よりよい行動が広がっていくことを大切にする。例えば、帰りの会のよさ見つけやスマイルカードを用いて、具体的な姿や思いを価値付ける。また、集団内で役割を担い、達成感や成就感を感じ取る経験を積むことや温かい人間関係の中でお互いを認め合う集団づくりに努める。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

最近のいじめ問題にはネット（メール、LINE等を含む）を使ったものが急増していることから、児童、保護者に通信や講演会、懇談会等を通し、積極的に啓発することで情報リテラシーや情報モラルの向上を図る。

3 いじめの早期発見・早期対応

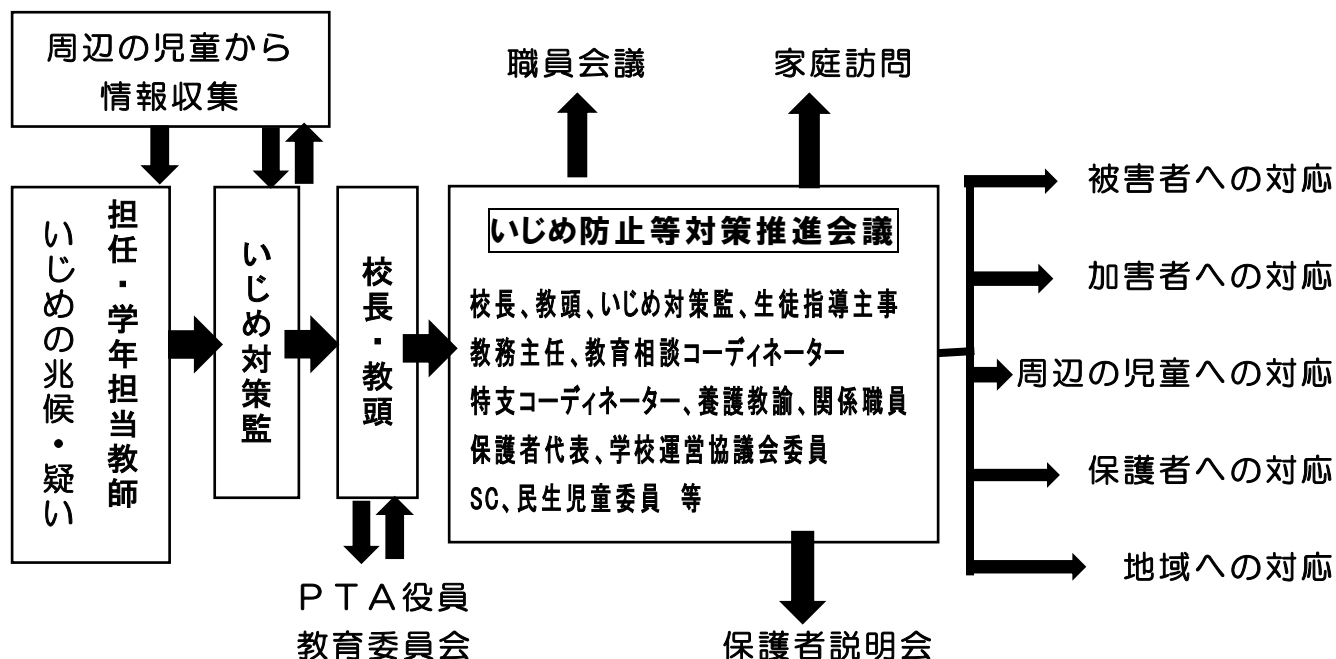
(1) いじめがあったときに見逃さず、立ち向かい、乗り越える力を育てる

- ・南舎1階廊下に「青空ポスト」を設置し、心配なことがあったときにSOSを出せる環境を整備する。
- ・Wサポーターを活用し、相談しやすい先生に相談できる関係を作るとともに、日常的に情報を共有する。

(2) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集の充実

- ・年間を通した計画的なアンケートの実施・・・「心のアンケート」3回 ※5年間保存（アンケート → ダブルチェック → 教育相談 → いじめ防止等対策推進会議 → 個別対応 → フィードバック）※4～6年生は自宅に持ち帰り記入
- ・日記や生活ノート、児童の行動観察
- ・学年職員、7年生職員、教科担任等関係職員同士による小さいいじめのサインを見逃さないきめ細かい情報交換
- ・スクールカウンセラー、ほほえみ相談員との協力体制整備
- ・全職員（事務職員や非常勤講師、校務員を含めて）での情報把握・共有

(3) いじめの疑いのある事案に係る情報の連携体制の徹底



(4) 教育相談の充実

- ・教育相談週間（年3回以上）における児童との個別懇談の実施
- ・Wサポーター、SCとの相談や「青空ポスト」を設置しての年間を通じた相談体制
- ・心配される児童への定期的な相談の実施

(5) 教職員の研修の充実

- ・「明郷小学校いじめ防止基本方針」の理解と具体的な対応についての研修
- ・教職員の共通認識を図るため、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修の計画と実施

(6) 保護者・地域との連携

① 保護者との連携

- ・保護者とのよりよい信頼関係を築くことを大切にし、児童のサインに気付いたときに学校に相談する体制づくりに努める。
- ・学校・学年・学級通信による児童の活動の広報
- ・いじめに係る学校の考え方の周知（PTA総会や学校だより、コミュニティスクール等）

② 地域との連携

- ・学校だよりによる教育活動の広報と周知
- ・見守りボランティアを始めとする地域の方からの児童の実態の情報交換
- ・運動会や教育公開日を中心とする地域への学校公開
- ・コミュニティ・スクールをいかした取組

(7) 関係機関との連携

① スクールカウンセラー、ほほえみ相談員との連携

- ・いじめの未然防止・早期発見・早期対応のため、児童の悩みや不安の相談
- ・保護者の相談・カウンセリングの実施

② 市教育委員会との連携

- ・いじめの事実を確認した場合、直ちに教育委員会に連絡し、連携を図り迅速に対応
- ・いじめが長期化している場合は、経過を報告し、支援を依頼

③ 医療機関・エールぎふ・子ども家庭課等との連携

- ・非行、保護、障がいなど児童福祉が関係するケースについては、様々な外部機関と連携を図り、専門的な見地から総合的な判断と対応を依頼
- ・他機関と継続的に連携することでの問題解決

④ 警察との連携

- ・犯罪行為の疑いのあるいじめについては警察と連携して対応

4 学校いじめ防止等対策推進会議の設置 <必置>

いじめ防止対策推進法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

岐阜市いじめ防止等対策推進条例：第18条

2 推進会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 学校基本方針の策定、実施及び検証
- (2) いじめに係る相談体制の整備
- (3) いじめの早期発見のための情報の収集、記録及び共有
- (4) いじめの認知
- (5) 被害児童生徒及びその保護者の支援、並びに加害児童生徒の指導及びその保護者への助言
- (6) 当該市立学校の教職員を対象とする研修並びに保護者及び地域住民を対象とする啓発活動
- (7) 前各号に掲げるもののほか、当該市立学校の校長が必要と認める事項

学校職員：校長、教頭、生徒指導主事、いじめ対策監、教務主任、養護教諭

教育相談コーディネーター、特別支援教育コーディネーター、各学年主任 SC等

学校職員以外：保護者代表、学校運営協議会委員、民生児童委員 等

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

いじめ防止プログラム

(●:職員 :児童 ◇:啓発)

月	取組内容	備考
4	<ul style="list-style-type: none"> ●研修会の実施（「学校いじめ防止基本方針」（以下「方針」）、前年度の実態と対応等の引き継ぎ他） ◇学級懇談会・・・学年・学級の指導方針説明 ・全校集会（教育相談コーディネーターの話・・・教育相談週間・青空ポスト） 	「方針」の確認
5	<ul style="list-style-type: none"> ◇PTA総会で「学校いじめ防止基本方針」の説明 ●職員研修会の実施「配慮を要する児童の調査と交流」 ◇第1回「いじめ防止等対策推進会議」の実施（外部含む） ◇学校運営協議会での「方針」説明 ◇学校だより、ホームページ等による「方針」等の発信 ・情報提供アンケートの実施 	
6	<ul style="list-style-type: none"> ・「<u>いじめ防止強化週間</u>」（6月28日～7月3日） ・全校集会（学校長の話・・・学校としての構え） ・児童生徒向けネットいじめ研修① ・心のアンケートの実施、教育相談の実施 ●アンケート実施後に即時対応・指導 ●校内「いじめ防止等対策推進会議」の実施 	
7	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめについて考える日」7月1日 ・スター（アセスメント）の実施 ●アンケート後の事後指導等の見届け ●職員研修会の実施「夏季休業中の援助児童の支援検討」 ●第1回「教職員取組評価アンケート」 ●職員会（夏休み前までのいじめ防止の取組の振り返り） 	第1回県いじめ調査
8	<ul style="list-style-type: none"> ・スター（アセスメント）の実施 ●職員研修会の実施（いじめを含む） ●第2回「いじめ防止等対策推進会議」の実施（夏休み前までの評価） 	
9	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談週間の実施（第1週） ◇学校だよりによる取組の見直し等の公表 ◇ホームページ等による取組経過等の報告 	
10	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供アンケートの実施 	
11	<ul style="list-style-type: none"> ◇学校運営協議会 ・「<u>いじめ防止月間</u>」の取組（児童生徒主体の取組、等） ・心のアンケートの実施、教育相談の実施 ・スター（アセスメント）の実施 ●アンケート実施後に即時対応・指導 ・児童生徒向けネットいじめ研修② 	

12	<ul style="list-style-type: none"> ・「ひびきあいの日」(児童のいじめ防止対策の発表) ●第2回「教職員取組評価アンケート」(学校評価) ●アンケート後の事後指導等の見届け ●校内「いじめ防止等対策推進会議」の実施 ●スター(アセスメント)の分析 	第2回県いじめ調査
1	<ul style="list-style-type: none"> ●職員会(冬休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り) ・情報提供アンケートの実施 	
2	<ul style="list-style-type: none"> ●心のアンケートと教育相談の実施 ●アンケート実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け ●校内「いじめ防止等対策推進会議」の実施 ◇第3回「いじめ防止等対策推進会議」の実施(外部含む) ●教職員による次年度の取組計画 	
3	<ul style="list-style-type: none"> ●第3回「教職員の取組評価アンケート」(1年間の評価) ◇学校だより等による次年度の取組等の説明 	第3回県(国)いじめ調査

6 いじめ問題発生時の対応

早期発見、事案対応マニュアル

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応(法第23条に基づいて明示)

【組織対応】

- ・「いじめ防止対策等推進会議」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、校長の指導のもと、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候や疑いがある場合には、把握した者は速やかに管理職及びいじめ対策監に報告し、学校いじめ防止等対策推進会議を開催し、直ちに校長の指導のもと、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。いじめを受けた(疑いがある)児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ、組織的に情報を収集し、迅速に対応する。校内いじめ防止等推進会議を行う際、出席者と指導の経緯、会の内容等の記録をその都度、確実に残す。
- ・いじめに関する兆候や疑われる事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導に当たる。最終的には必ず校長が児童及び保護者へ指導する。
- ・保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ・いじめを受けた児童に対しては、3ヶ月は、毎日校長やいじめ対策監は声をかけるなど、保護者と連携しつつ児童を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど心のケアに十分配慮した継続的な事後の対応に留意する。
- ・同様に、いじめた側の児童生徒に対しても、保護者と連携し児童生徒の様子を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど、事後の対応を中・長期的に行う。

(2)「重大事態」と判断されたときの対応(法第28条・条例第20条に基づいて明示)

いじめにより児童の生命、心身又は財産に多大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるときについては、以下の対応を行う。

【主な対応】

- ① 教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ② 当該重大事態と同種の事態発生を防止するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ③ 上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ④ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

7 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の3点を加味し、適正に学校の取組を評価する。

- ① いじめの未然防止の取組に関すること
- ② いじめの早期発見の取組に関すること
- ③ いじめの再発を防止するための取組に関すること

8 個人情報の取扱い

○個人調査(アンケート等)について

- ・保護者から「いじめがあった」等の申し立てがあった場合や重大事態の調査に必要なため、アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は、最低でも当該児童生徒が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年(卒業後)とする。

(「岐阜県におけるいじめ防止等のための基本的な方針」令和3年4月1日改訂参照)

○指導記録について

- ・1事案1ファイルを原則として、事案の概要、指導の方向・方法・経緯、児童生徒の意識、保護者の反応の記録を確実に残す。(いじめ事案報告書、指導記録、学校いじめ防止等対策推進会議等)

○校種間、学年間での確実な引き継ぎ

- ・個人カード、ファイル等への記録を随時行い、適切な情報を管理保管し、進学及び進級における学級編成や引き継ぎ資料に確実に反映されるよう徹底する。